

2026年 7 月22日

株主各位

大阪市北区中之島三丁目 3 番23号
サノヤスホールディングス株式会社
代表取締役社長 平 尾 賢 二

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年 6 月23日付当社取締役会において決議し、 6 月25日に公告を行った自己株式の処分について、 7 月16日付取締役会において、内容の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 338, 727株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金239円
4. 給付金額の総額	金80, 955, 753円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年 6 月23日開催の当社取締役会決議に基づき、下記 6. 記載の当社の取締役 3 名及び執行役員 3 名並びに当社子会社の取締役 40 名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金80, 955, 753円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金239円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 3 名 111, 801株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 3 名 30, 212株 当社子会社の取締役 40 名 196, 714株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年 8 月 7 日

以上